

令和3年横審第42号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年7月12日08時30分

静岡県御前埼東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	6.6 トン	1.0 トン
登 録 長	10.97メートル	5.75メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	427キロワット	36キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、舵輪前方に左舷側からGPSプロッター、魚群探知機を、同左舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、網船2隻と共に3隻で1船団を組み、機船船びき網漁業に漁獲物運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年7月12日06時00分静岡県御前崎港の係留地を発し、御前崎西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、07時00分前示漁場に到着し、漁獲物を積み込んで07時30分に漁場を発進し、御前崎港に向かって北上中に静岡県御前岩西方付近で、漁船群の中に友人であるb受審人が操業中のBを認めたのち、08時10分に同港に到着して漁獲物を陸揚げし、08時15分再び御前崎西方沖合の漁場に向けて発進した。

a受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、08時27分少し過ぎ御前崎灯台から065度（真方位、以下同じ。）1.3海里の地点で、予定進路方向を一べつして他船がないことを確認し、針路を211度に定め、16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、b受審人が御前岩西方付近で操業を続けていれば同人に前日の釣果などを確認したいと考え、左舷方に向けて御前岩西方付近の漁船群の中にいると思われるBを探しながら続航し、08時28

分御前埼灯台から071度1.13海里の地点に達したとき、正船首1,000メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示し、船首を南南東方に向けたままほとんど移動しないことから錨泊中であることが分かり、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として前路に航行に支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行し、08時30分御前埼灯台から097度1,480メートルの地点において、Aは原針路及び原速力のまま、その船首部がBの左舷船尾部に後方から53度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画中央に舵輪、舵輪前方に魚群探知機兼用のGPSプロッターを、同右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日05時30分御前埼港の係留地を発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、05時40分漁場に到着したのち、漁場を変えながら操業を行い、07時10分衝突地点付近で、水深約10メートルの海中に重さ約6キログラムの四つ爪錨を投じ、左舷船首から直径約40ミリメートルのクレモナ製の錨索を約20メートル繰り出して船首中央のたつに係止し、機関を停止して錨泊中を示す黒色球形形象物を表示し、船首を南南東に向けて錨泊を開始した。

b受審人は、操舵区画後方に舷縁の端から端に渡した板の上に船尾

方を向いて腰を掛け、船尾両舷から竿を1本ずつ出して操業を始め、08時25分船首が南南東方を向いているとき、左舷船尾方約1海里にAを初認し、08時27分Aが本船に向首して接近してくる状況を認めたものの、友人であるa受審人が、平素から錨泊して操業しているところに接近して様子を伺いに来ていたため、今回も同様に様子を伺いに来るものと考え、竿先を見ながら操業を続けた。

b受審人は、08時28分衝突地点で船首が158度を向いていたとき、Aが左舷船尾53度1,000メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、今回も平素同様に様子を伺いに接近したのち、安全な距離を保って停止するものと思いき、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して注意喚起信号を行うことも、避航の気配がないまま間近に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、08時30分僅か前至近に迫ったAを認め、機関を始動して前進としたものの、効なく、Bは、船首が158度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板に修理を要さない擦過傷を生じ、Bは、左舷船尾部外板に亀裂及び船外機の脱落等を生じたが、のち修理され、b受審人が頸椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、御前埼東方沖合において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係について

の航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、御前埼東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、御前埼東方沖合において、漁場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、予定進路方向を一べつして他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、御前埼東方沖合において、操業しながら錨泊中、自船に接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、a受審人が平素から錨泊して操業しているところに接近して様子を伺いに来ていたので、今回も平素同様に様子を伺いに接近したのち、安全な距離を保って停止するものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が衝突のおそれのある態勢で接近する状況であることに気付かず、Aに対して注意喚起信号を行うことも、避

航の気配がないまま間近に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて衝突を招きA、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月16日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾